

2009（平成21）年7月30日

東京弁護士会

会長 山岸 憲司

「民法の成年年齢の引き下げについて」に関する意見書

当会は、標記の件について、以下のとおり意見を申し述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 現在検討されている民法の成年年齢については、引き下げるべきではなく、現状のまま20歳とすべきである。
- 2 仮に、民法の成年年齢の引き下げを検討するとしても、消費者保護や若年者保護のための諸条件の整備を実施し、その結果を検証したうえでなければ検討を始めるべきではない。
- 3 民法の成年年齢と憲法改正国民投票法の投票権行使の年齢とは別々に考察すべきであり、一致させる必要はない。

第2 意見の理由

- 1 現在、法制審議会において、民法の成年年齢の引き下げの可否についての検討が行われており、本年7月29日に同審議会の民法成年年齢部会において最終報告がとりまとめられ、国民投票の投票年齢や選挙年齢と民法の成年年齢とは一致する必要はないが、特段の弊害がない限り一致したほうが望ましく、民法の成年年齢は18歳に引き下げるのが適当であるが、関係施策の効果を踏まえて時期は国会の判断に委ねる、との意見が出された。

当会は、子どもの人権や消費者相談をはじめとする各種の法律相談を実施している現場の経験から、以下の理由により、現状においては民法の成年年齢の引き下げに反対である。

2 消費者としての未成年者保護

(1) 民法の中では、未成年者の法律行為は取り消しうるものとされ、未成年者を取引被害から保護している。他方、未成年者の不法行為責任については、成年年齢と無関係とされており、成年年齢を議論するうえで、未成年者の不法行為責任を考慮する必要はない。

したがって、民法の成年年齢は、若年者の判断能力等の不十分さを理由に、その者の行為能力を制限してその者を保護すること、他方において、取引の相手方に注意を喚起するための画一的な基準として機能している。

(2) 国民生活センターに寄せられた相談から取引被害に遭っている人を年代別にみると、2003年から2005年までは、20代と30代がほぼ同率で最も多く、2006年、2007年になると、若干30代が多くなるが、20代がこれに次いでいる。未成年者が当事者となっている案件は全年代で最低である（独立行政法人国民生活センター編 消費生活年報 2007～8年版）。

この結果は、未成年者については、未成年者取消権が認められていることから、事業者が未成年者との契約を控えることによると考えられる。一方、20代になると取引被害が急増するのは、社会経験が少なく、判断能力が不十分でありながら、保護の対象からはずれて取消権がなくなった若者を取引のターゲットにする事業者がいるためと推測される。

(3) 消費者相談を実施している当弁護士会の現場の経験からしても、取引がますます難解かつ複雑化してきている現代社会において、取引被害から保護すべき年齢を引き下げる理由は全く見当たらないのであって、民法の成年年齢は引き下げるべきでない。

(4) なお、消費者保護施策の充実や今後の消費者教育の充実を期待して引き下げるという意見もあり得るが、これによれば引き下げによる被害の発生を当面は放置する

こととなってしまう無責任である。

もし、仮に引き下げを検討するとしても、現在十分に行われていない消費者教育や消費者保護の諸施策の充実をまず行い、その結果、20代、30代の消費者被害が減少したという客観的な検証結果が得られた後に、引き下げの検討を行うべきである。そして、検討の前提となる検証については、被害減少の結果が客観的に明らかに現れているかについて慎重な調査がなされるべきあり、国民の意識の浸透といった曖昧な概念によって結論付けられるべきではない。

3 少年としての未成年者保護

- (1) 少年法の対象年齢の引き下げは、少年の人格の可塑性に鑑み、慎重でなければならない。成年年齢の引き下げは、児童福祉法、少年法、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法等の少年を保護するための法制度に相当の影響があり、当該影響について十分な検討を経ていない現在の成年年齢の引き下げの議論には賛成できない。
- (2) 特に、少年被疑者のうち約49パーセントは18歳以上20歳未満のいわゆる年長少年によるものである（平成18年度検察統計年報）。したがって、もし仮に民法の成年年齢が引き下げられ、それに連動して少年法の適用年齢が引き下げられることになった場合は、現行の年長少年の立ち直りを支援することによって再犯を防止し、社会の安全と利益に寄与している少年法の機能が喪失し、少年法の理念が大きく後退することになる。

4 その他の法制度の整合性

- (1) 成年年齢を引き下げた場合、現状では認められている18歳以上の子の親の養育費負担がなくなり、18歳以上の子にとって不合理な結果となる虞がある。
- (2) また、税法上の未成年者控除（相続税法等）、年金加入資格年齢（国民年金法）等、年齢の引き下げによって広範な義務と責任を課すことになるため、引き下げを行うべきでない法令も多く含まれている。
- (3) 成年年齢の引き下げを議論する過程で、そうした問題に対する条件整備を含めた議論が十分になされるべきである。

5 憲法改正国民投票の参政権との関係

(1) 国会審議等において、民法の成年年齢引き下げを検討する理由として唯一挙げられているのは、国民投票法の投票年齢と民法の成年年齢を一致させるべきとの理由である。具体的には、公職選挙法の選挙年齢を戦後 20 歳に引き下げた理由として、民法の成年年齢が 20 歳であることが挙げられており、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであること、諸外国においても、成年年齢に合わせて 18 歳以上の国民に投票権・選挙権を与える例が非常に多いことが挙げられている。

(2) しかし、国民投票法の年齢規定は憲法改正の場面における参政権の行使に関するものであるのに対し、民法の成年規定は法律行為・身分行為等の能力に関する規定であって、両者を一致させなければならない理由は明らかでない。

国民投票法において投票権を 18 歳以上とすることは、日本国憲法改正という国民による重大な意思決定の場面において、日本の将来を担う若い世代にも広く自己決定権の行使による意思表示を認め、より多様な国民の意思を実現するという意義を有する。一方で、民法の成年規定は、未成年者の法律行為等の能力を制限することによって未成年者による経済的取引を保護しているものであるから、成年年齢を引き下げるということは、その保護範囲を縮小させるものである。このような効果の違いに鑑みれば、国民投票法の投票年齢と民法の成年年齢の引き下げは、それぞれの法律の趣旨に応じて別個に検討されるべきである。

(3) また、諸外国では、成年年齢と国民投票年齢、参政権の行使年齢が異なるところも存在するのであるから、これらを一致させている国が比較的多いとしても日本においては必ずしも一致させる必要はない。日本においてこれらを一致させる必要があるかどうかは日本の社会的状況や各法の趣旨に照らして決定すべきである。

(4) 民法の成年年齢について、立法事実が不明であるにもかかわらず、国民投票法との整合性という理由のみで安易に引き下げを行えば、前述のように、その他の法令等における年齢引き下げに伴う問題を惹起することになる。したがって、民法の成年年齢と憲法改正国民投票法の投票権行使の年齢とは別々に考察すべきであり、一致させる必要はない。

以上